

松浦市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月31日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

令和4年度（前期）定期監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 防災課・総務課・上下水道課・水産課・会計課

3 監査の期間 令和4年5月6日から102日間

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和3年度における財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入に関する事務（使用料・手数料）
- (2) 支出に関する事務（旅費・補助金）
- (3) 契約に関する事務（随意契約）
- (4) 財産管理に関する事務（金券等保管状況）
- (5) その他の事務（対象部署ごとに抽出）

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 支出に関する事務

【指摘事項】

費用弁償について、支給金額を誤っているものがあった。

(防災課)

(2) 契約に関する事務

【指摘事項】

ア 長期継続契約を締結するときは、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項を必ず設けなければならないが、解除条項がないものがあった。

(総務課・上下水道課)

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約において、当該契

約の発注見通し及び契約締結状況について閲覧に供していたが、松浦市財務規則第86条第2項に定める公表を行っていないものがあった。

(会計課)

ウ 施設管理業務について委託契約書を締結していないものがあった。

(鷹島支所地域振興課(上下水道課関係分))

エ 床浪川導水管路布設替漏水修繕において、修繕伺の決裁を受けず発注するなど事務処理が不適切であった。適正に処理されたい。

(鷹島支所地域振興課(上下水道課関係分))

【指導事項】

ア 業務委託契約の事務手続きにおいて実施伺がないものがあった。

(上下水道課)

イ 1者(特命)随意契約を行う場合において、選定理由が不足しているものが見受けられた。選定理由には1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする財務規則上の根拠規定を併記されたい。

(防災課・総務課・上下水道課・水産課)

ウ 予定価格を定めていないものがあったが、予定価格調書の作成を省略する場合には、会計事務の手引きに基づき処理されたい。

(水産課)

(3) その他の事務

(公印関係)

【指摘事項】

松浦市公印規則別表第1では、副市長印の保管者は副市長となっているが、総務課長が保管していた。

(総務課)

(認可地縁団体関係)

【指摘事項】

地縁団体に関することについて、松浦市行政組織規則別表第2には福島支所及び鷹島支所の分掌事務として定められていないが、地縁団体台帳及び関係書類は両支所で管理されていた。

(総務課)

(行政財産目的外使用許可関係)

【指摘事項】

ア 行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定について、決裁文書に松浦市道路占用料徴収条例を準拠としているものがあったが、同条例別表に定める占用料の額とは異なる単価で算定しているものがあった。

(上下水道課)

イ 工業用水道事業用地の一部を使用許可しているもののうち、使用許可面積が実際よりも少なく設定されているものがあった。

(上下水道課)

ウ 下水道事業特別会計及び下水道事業に係る行政財産の目的外使用許可の更新手続きにおいて、会計課長の決裁を受けていないものがあった。

(上下水道課)

エ 前回の定期監査において、地方公営企業法第33条第3項の規定に基づく地方公営企業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する事項が定められていないため指摘をしていたが、定められていなかった。

(上下水道課)

オ 前回の定期監査においても指摘をしていたが、使用料の減免について、減免申請書の提出がないものや、申請書にも減免を受けたい旨の記載がないにもかかわらず減免しているものがあった。

(上下水道課・会計課)

カ 行政財産としての用途を廃止し、普通財産に変更されているにも関わらず、行政財産目的外使用許可を行っているものがあった。

(会計課)

(公用車管理関係)

【指摘事項】

前回の定期監査において、現状の使用許可等が松浦市庁用自動車管理規程で定める取扱いと異なるものがあったため、規程の見直しを行うよう指摘していたが、見直しが行われていなかった。

(会計課)

(審査支払関係)

【指摘事項】

支出命令書の審査において、債権者誤りであることに気付かずに支払を行っていた事例があった。また、このような事例が発生した場合における事務手続きを定めたものがなかった。

(会計課)

7 措置状況等について

監査の結果に基づく措置の状況について、令和4年9月30日(金)までに報告されたい。

報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

監査結果の取扱基準

松浦市監査委員事務局

1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

効率性、有効性、公平性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導する。
措置状況の報告は求めない。

附 則

この基準は、令和2年5月22日から施行する。

この基準は、令和3年5月19日から施行する。

この基準は、令和4年4月 1日から施行する。